

改正

平成19年3月28日規則第3号

宇多津町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇多津町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 条例第3条第1項に規定する団体は、町長、副町長、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5の規定により町に設置する委員会の委員若しくは委員（以下この項において「町長等」という。）又は議員が、町の指定管理者の指定を受けようとする法人（町長等の場合にあつては、町が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているもの及び町が財政的援助を与えているものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人である法人でないものとする。

2 条例第3条第1項に規定する規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

(申請書の添付書類)

第3条 条例第3条第1項第2号に規定する規則で定める書面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の申請者に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を説明する書類
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定予定施設ごとに町長が必要と認める書類

(選定委員会)

第4条 町長は、条例第4条の規定による指定管理者となるべき団体の選定を公平かつ適正に行うため、公の施設の所管部署ごとに指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

第5条 選定委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副町長

- (2) 総務課長
- (3) 公の施設所管課長
- (4) 学識経験者 2 人以上

2 町長は、必要と認めるときは、前項の委員以外の者を選定委員会の委員に加えることができる。

3 選定委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総務課長がその職務を代理する。

5 委員会の庶務は、指定管理者の指定に係る公の施設を所管する部署において処理する。

(選定結果の通知)

第 6 条 条例第 5 条に規定する選定結果の通知は、指定管理者候補者選定結果通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

(指定の通知)

第 7 条 条例第 7 条第 1 項の規定による指定は、指定管理者指定通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

(指定の告示)

第 8 条 条例第 7 条第 2 項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
- (2) 指定した団体の名称及び所在地
- (3) 指定の期間
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(協定事項)

第 9 条 条例第 8 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (6) 管理業務に当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (7) 指定管理施設の利用に係る料金に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第10条 条例第12条第1項の規定による指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止は、指定管理者指定取消通知書（様式第4号）又は指定管理者業務（全部・一部）停止命令書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第12条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

（1） 指定を取り消したとき。

ア 指定の取消しにより指定管理者による管理を行わないこととなった施設の名称

イ 指定を取り消された団体の名称

ウ 指定を取り消した年月日

（2） 管理の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

ア 指定管理者による管理の業務の停止を命じた施設の名称

イ 指定管理者としての業務の停止を命じられた団体の名称

ウ 停止を命じた業務の範囲

エ 停止を命じた年月日

オ 停止の期間

（事故報告）

第11条 指定管理者は、指定管理施設に関し、又は指定管理施設の利用者に係る事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、その状況を町長に報告しなければならない。

（教育委員会所管の公の施設への適用）

第12条 教育委員会が所管する公の施設に対するこの規則の規定の適用については、当該規則中「町長」とあるのは「教育委員会」と、「宇多津町長」とあるのは「宇多津町教育委員会」とする。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。